

天領

第48号

2006年9月



社団法人 石見大田法人会会報

次

目

| | |
|---------------------------|----|
| 平成十八年度通常総会開催 | 1 |
| (社)石見大田法人会役員名簿 | 2 |
| 着任のごあいさつ | 3 |
| 国税局人事異動 | 3 |
| 重要文化財 熊谷家住宅 | 4 |
| 平成十八年度税制改正のあらまし | 6 |
| 知っておきたい税務「受贈益について」 | 10 |
| 税務処理における誤り易い事例 | 11 |
| 企業訪問へ原醬油有限公司 | 12 |
| 質問コーナー「ホームページの制作費の取扱い」 | 16 |
| 電子申告でビジネス快速！「e-Tax」 | 17 |
| 第四十二回会員親睦ゴルフ大会 | 18 |
| 詰碁問題 | 18 |
| 地域社会貢献活動「大田市駅構内に観光案内板を設置」 | 19 |
| 石見大田法人会ホームページを開設しました！ | 19 |
| 未来へ引き継ぐ石見銀山——世界遺産への歩み⑧—— | 20 |
| 法人会のご案内 | 24 |
| アメリカンファミリー生命保険会社 | 25 |
| 大同生命保険株式会社 | 26 |
| 税のこぼれ話「シンポジウム」 | 28 |
| 詰碁解答 | 28 |
| 編集後記 | 28 |

石見銀山遺跡 釜屋間歩

慶長7年、備中出身の安原伝兵衛が夢のお告げで発見したと言われる間歩。

石見銀の産銀量を飛躍的に増やし、運上銀3600貫(13.5t)を納めた功績により、翌8年、徳川家康より御目見を許され、辻ヶ花染丁字文胴服と「備中」という名を拝領する。平成15年度の発掘調査において岩盤を加工したテラス(平坦地)や坑道、テラスをつなぐ階段などが発見された。

平成十八年度

通常総会開催

平成十八年度通常総会は、去る五月三十一日「大田商工会議所」において会員多数の出席のもとに開催致しました。

当日は、石見大田税務署林署長他多数の来賓をお迎えして盛会に開催され、的場会長の事業活動のご協力に対してのお礼の挨拶の後、議事に入っていきました。

一号議案、平成十七年度事業報告並びに収支決算承認の件。
 二号議案、平成十八年度事業計画案並びに収支予算案承認の件。
 三号議案、理事・監事選出の件。

理事 細田 年成
 監事 福田 弘吉

以上の方が新たに就任され、三議案につき審議を行い、全議案満場一致で承認されました。



平成17年度(第18期)収支決算書

収入の部 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ | 摘要 |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 会費 | 6,515,000 | 6,290,000 | △ 225,000 | |
| 1) 一般会費 | 6,300,000 | 6,100,000 | △ 200,000 | |
| 2) 青年部会費 | 215,000 | 190,000 | △ 25,000 | @5,000円 |
| 2. 事業費補助金 | 4,450,000 | 4,915,220 | 465,220 | 全県法連助成 |
| 3. 社会貢献補助金 | 0 | 300,000 | 300,000 | |
| 4. 事業収入 | 180,000 | 165,000 | △ 15,000 | ゴルフコンペ動員料 |
| 5. 雑収入 | 120,812 | 51,360 | △ 69,452 | 預金利息他 |
| 当期収入合計(A) | 11,265,812 | 11,721,580 | 455,768 | |
| 前期繰越収支差額 | 4,234,188 | 4,234,188 | 0 | 前年度繰越 |
| 収入合計(B) | 15,500,000 | 15,955,768 | 455,768 | |

支出の部

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ | 摘要 |
|-----------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 1. 事業費 | 6,100,000 | 5,664,495 | △ 435,505 | |
| 研修・講習会等費 | 4,000,000 | 3,920,798 | △ 79,202 | 経理講習会・税ネット研修 |
| 社会貢献活動費 | 0 | 400,000 | 400,000 | 観光業内看板製作外 |
| 会報発行費 | 700,000 | 204,250 | △ 495,750 | |
| 女性会活動費 | 300,000 | 240,350 | △ 59,650 | 婦人部事業費 |
| 青年部活動費 | 1,100,000 | 899,097 | △ 200,903 | 青年部事業費 |
| 2. 会議費 | 1,600,000 | 1,016,774 | △ 583,226 | |
| 総会費 | 600,000 | 349,934 | △ 250,066 | 総会 |
| 役員会費 | 400,000 | 268,330 | △ 131,670 | 役員会 |
| 委員会費 | 600,000 | 398,510 | △ 201,490 | 委員会開催費 |
| 3. 管理費 | 4,400,000 | 3,886,712 | △ 513,288 | |
| 人件費 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | 人件費 |
| 事務局費 | 600,000 | 314,028 | △ 285,972 | 通信費、消耗品費 |
| 渉外費 | 200,000 | 89,602 | △ 110,398 | 慶弔費外 |
| 旅費 | 350,000 | 314,390 | △ 35,610 | 出張旅費 |
| 負担金 | 600,000 | 599,400 | △ 600 | 県法連、税団協等 |
| 租税公課 | 80,000 | 60,000 | △ 20,000 | 法人県市民税 |
| 雑費 | 70,000 | 9,292 | △ 60,708 | |
| 4. 積立金 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 記念行事 | 500,000 | 500,000 | 0 | 記念行事積立金 |
| 5. 予備費 | 2,900,000 | 0 | △ 2,900,000 | |
| 当期支出合計(C) | 15,500,000 | 11,067,981 | △ 4,432,019 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △ 4,234,188 | 653,599 | 4,887,787 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 4,887,787 | 4,887,787 | |

平成18年度(第19期)収支予算書

収入の部 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減△ | 摘要 |
|-----------|------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 会費 | 6,400,000 | 6,515,000 | △ 115,000 | 会費 |
| 1) 一般会費 | 6,200,000 | 6,300,000 | △ 100,000 | |
| 2) 青年部会費 | 200,000 | 215,000 | △ 15,000 | |
| 2. 事業費補助金 | 4,650,000 | 4,450,000 | 200,000 | 全県法連助成金 |
| 3. 事業収入 | 100,000 | 180,000 | △ 80,000 | ゴルフコンペ参加料 |
| 4. 雑収入 | 62,213 | 120,812 | △ 58,599 | 預金利息等 |
| 当期収入合計(A) | 11,212,213 | 11,265,812 | △ 53,599 | |
| 前期繰越収支差額 | 4,887,787 | 4,234,188 | 653,599 | |
| 収入合計(B) | 16,100,000 | 15,500,000 | 600,000 | |

支出の部

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減△ | 摘要 |
|-----------------|-------------|-------------|-----------|-----------------------|
| 1. 事業費 | 6,600,000 | 6,100,000 | 500,000 | |
| 研修・講習会等費 | 4,200,000 | 4,000,000 | 200,000 | 税ネット研修・経理講習会・講習会・資料配布 |
| 会報発行費 | 700,000 | 700,000 | 0 | 会報発行 |
| 女性会活動費 | 500,000 | 300,000 | 200,000 | 婦人部事業費 |
| 青年部活動費 | 1,200,000 | 1,100,000 | 100,000 | 青年部事業費 |
| 2. 会議費 | 1,600,000 | 1,600,000 | 0 | |
| 総会費 | 600,000 | 600,000 | 0 | 総会費 |
| 役員会費 | 400,000 | 400,000 | 0 | 役員会費 |
| 委員会費 | 600,000 | 600,000 | 0 | 委員会開催費 |
| 3. 管理費 | 4,400,000 | 4,400,000 | 0 | |
| 人件費 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | 人件費 |
| 事務局費 | 600,000 | 600,000 | 0 | 通信費、消耗品費 |
| 渉外費 | 200,000 | 200,000 | 0 | 慶弔費 |
| 旅費 | 350,000 | 350,000 | 0 | 出張旅費 |
| 負担金 | 600,000 | 600,000 | 0 | 県法連、税団協 |
| 租税公課 | 80,000 | 80,000 | 0 | 租税公課 |
| 雑費 | 70,000 | 70,000 | 0 | 雑費 |
| 4. 積立金 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 記念行事 | 500,000 | 500,000 | 0 | 記念行事積立金 |
| 5. 予備費 | 3,000,000 | 2,900,000 | 100,000 | |
| 当期支出合計(C) | 16,100,000 | 15,000,000 | 600,000 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △ 4,887,787 | △ 4,234,188 | △ 653,599 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 0 | 0 | |

(社)石見大田法人会役員名簿

| 役職 | 事業所名 | 氏名 | 住所 |
|------|---------------|-------|-----|
| 顧問 | 大田商工会議所会頭 | 寺戸隆文 | 大田 |
| 会長 | 島根中央信用金庫 | 的場章好 | 大田 |
| 副会長 | (株)たけはら | 竹原鐵太郎 | 大田 |
| 〃 | (有)小川商店 | 小川良知 | 温泉津 |
| 専務理事 | 大田商工会議所 | 梅恒雄 | 大田 |
| 常任理事 | 中国税理士会石見大田支部長 | 勝部幸吉 | 波根 |
| 〃 | (株)森崎窯業 | 森崎禎璋 | 温泉津 |
| 〃 | (有)藤間要二郎本店 | 藤間要二郎 | 仁摩 |
| 〃 | 大田マルキ(株) | 石田弘行 | 静間 |
| 〃 | (有)俵建設 | 俵隆 | 大田 |
| 〃 | 石見銀山農業協 | 廣山勝秀 | 長久 |
| 〃 | 東和建設工業(株) | 波多野諭 | 大田 |
| 〃 | 森田製菓(株) | 森田博久 | 長久 |
| 理事 | (有)和田食品 | 和田正 | 大田 |
| 〃 | 石州水上産業(株) | 有間隆 | 水上 |
| 〃 | (株)シバオ | 芝尾金男 | 水上 |
| 〃 | (株)堀工務店 | 堀博彦 | 波根 |
| 〃 | 島根ゼオライト(有) | 石橋秀利 | 仁摩 |
| 〃 | 石東マルキプロパン(株) | 石本智章 | 仁摩 |
| 〃 | (有)前谷工務店 | 前谷建治 | 仁摩 |
| 〃 | (有)斉藤文具店 | 斉藤寛 | 大田 |
| 〃 | (有)河村豊店 | 河村賢治 | 温泉津 |
| 〃 | 中村ブレイス(株) | 中村俊郎 | 大森 |
| 〃 | 原醬油(有) | 原信行 | 久手 |
| 〃 | (有)峠建設 | 峠輝義 | 温泉津 |
| 〃 | (有)椿窯 | 荒尾寛 | 温泉津 |
| 〃 | (株)三谷設計 | 三谷貢 | 久手 |
| 〃 | (有)布引商店 | 布引慎一 | 大田 |
| 〃 | (株)中央計算センター | 竹下績 | 大田 |
| 〃 | (株)シグナル | 谷本隆臣 | 長久 |
| 〃 | (有)重富製パン | 重富俊雄 | 久手 |
| 〃 | 林商事(株) | 林恭清 | 長久 |
| 〃 | (有)内藤米穀 | 内藤芳秀 | 大田 |
| 〃 | (有)日商 | 細田年成 | 長久 |
| 〃 | 山内モーター(有) | 山内要次 | 仁摩 |
| 監事 | 波多コンクリート工業(株) | 波多志朗 | 久利 |
| 〃 | (有)福田金物 | 福田弘吉 | 大田 |

着任のごあいさつ



税務署長
佐々木 宏

七月の人事異動により、石見大田税務署長を拝命しました佐々木でございます。前任地は東京国税局で、大田市はもとより、広島国税局管内の勤務は初めてとなります。前任の林署長同様よろしくお願いいたします。当署管内は、国立公園三瓶山の大自然や日本海の美しい海岸線など豊かな自然と、温泉津をはじめとする温泉郷に代表される情緒あるたたずまいに溢れ、素晴らしい環境に恵まれております。更には、遺跡と自然環境が一体となった文化的景観を残す石見銀山に代表される歴史ある当地に勤務できますことを大変光栄に思っております。

社団法人石見大田法人会の会員の皆様には、平素から税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。貴法人会におかれましては、昭和六十三年の社

団化以来、組織の強化と事業活動の充実に積極的に取り組まれ、魅力ある法人会を目指して活動しておられます。

特に、各委員会、青年部会及び女性部会における事業は、税知識の普及・広報に止まらず、社会貢献活動など地域社会・経済の発展に大きな役割を果たしておられます。これもひとえに、的場会長をはじめ役員並びに会員の皆様方のご熱意とご尽力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化により、個人や企業の国境を超えた活動が広がりを

かつ、企業も家族もそのあり様が大きく変化してきており、税務の仕事もますます複雑かつ困難なものとなっております。また、少子・高齢化が進み、人口減少社会に入

り、貯蓄率が大幅に低下するなど、経済社会の構造は大きく変化してきており、これらの構造変化に対応するため、税制の見直しも進められています。

一方、納税環境の整備面においては、国税関係手続きのオンライン利用促進を図るため、所得税、法人税などの申告、源泉所得税をはじめとする全税目の納税等が、事務所や自宅からインターネットで利用できるe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及に取り組んでおります。特に、源泉所得税の毎月納付など利用者ニーズが大きい手続きについて、利用をお勧めすることとしておりますので、

会員の皆様におかれましても、e-Taxの活用をご検討いただきますとともに、より良いシステムとするため、ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。このような状況の中、

税務に携わるものとしたしましては、社会・経済の変化に適切に対応しながら、「適正・公平な課税の実現」に向けて最善の努力を重ねてまいり所存でございます。

しかしながら、信頼される税務行政の確立と円滑な運営は、私どもの努力のみでは到底成し得るものではなく、納税者の皆様の税に対するご理解とご協力が不可欠であります。法人会の皆様には、これまで税務行政の良き理解者として、税知識の普及、納税道義の高揚など、ご支援をいただいておりますが、今後とも、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

終わりに、社団法人石見大田法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしましてご挨拶いたします。

国税局人事異動

(七月十日付)

石見大田税務署転入者

【総務課】

総務係長

太田貴博

（浜田署 個人調査官）

上席国税徴収官 板垣一義

（大東署 総務上席）

上席国税徴収官 川本勝哉

（府中署 管徴収官）

【調査部門】

統括国税調査官 板持郁夫

（米子署 個人・二統括官）

上席国税調査官（所得） 木村潤

（福山署 個人上席）

上席国税調査官（資産） 鞍嶋秀司

（久世署 個人上席）

国税調査官（法人） 岩本康宏

（浜田署 法人調査官）

国税調査官（法人） 藪崎拓也

（石見大田署 総務係長）

重男文化財熊谷家住宅

石見銀山で栄えた熊谷家。その屋敷を今年四月から一般公開を始めました。七月中旬には来館者二万人を超え、関心の高さを伺わせる盛況ぶりです。見学者は、主屋の部



住宅正面



住宅背面

屋敷の多さ、迷路のような間取り、台所の広さなど規模の大きさに驚き、展示をとおしてくらしの臨場感を体感しています。

約三十三メートルにわた

たって町筋に面しているこの建物の出入り口は、路地門、式台付き玄關、大戸口のわずか三箇所。路地門は庭を経て座敷へ直接あがることのできる門で冠婚葬祭に使用した

と伝えられています。式台付き玄關はこの住宅の表玄関で間口四メートルの堂々たる玄關です。大戸口は普段使用する出入り口です。これらの出入り口以外の部分は漆喰仕上げの壁で、軒裏まで塗り上げています。

開口部の少ない

正面は、防火や防犯上から屋敷の内

外を隔てる意図があったのではないのでしょうか。

屋敷の周囲全体には高さ二・三メートルの土塀が巡らされていることからその意図が伺えます。

建物正面に立つて見ても規模の大きさを感じとることはなかなかできません。ところが、内部の見学を終えると広さや大きさ、屋敷の奥深さを体感し、外観から受けた最

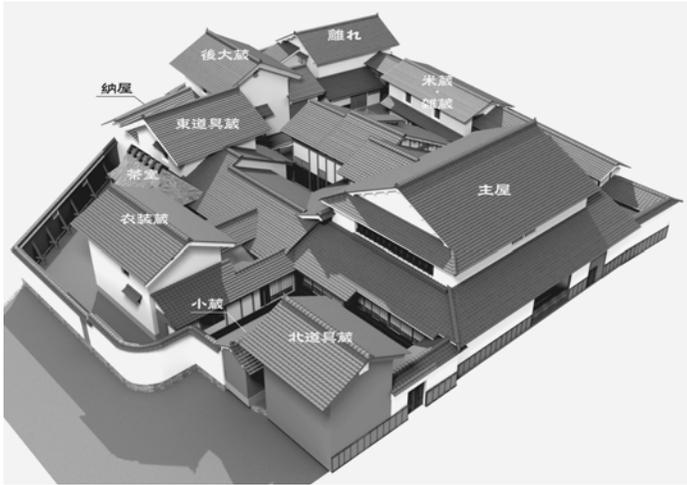


台所

初の印象との差異が強く感じられるようです。

住宅は、町並みの大半が焼けた寛政十二年（一八〇〇）の大火後、享和元年（一八〇一）に建築され、それからの約六十年間に主屋の増築を進め、土蔵も順次新築し、明治維新を迎えた頃には、主屋の部屋数は三十室を超え、土蔵六棟を数えました。

平成十三年度から十七年度にかけて、四十五ヶ月にわたり行った保存修理工事では、前述の屋敷地が最も整った幕末から明治初年の姿に復元することとしました。重要文化財であるため、文化庁の認める専門技術者が設計



屋敷全体図

監理を担当し、施工は市内業者で行うこととし、(有)藤井工務店と田中建設の特別共同企業体が建築工事を、電気設備工事は大田電工(有)、機械設備工事は(株)幸増が施工しました。

保存修理工事に携わつ

た職人さんたちは延べ約一万八千人。着工すると、まず主屋や土蔵を覆う巨大な仮設屋根をかけ、約一年かけて解体工事を行いました。

解体といっても機械を使つての壊す作業ではありません。すべての部材に番号をつけて手作業で解体し、仮設の保管庫に整然と並べられました。解体と並行して現場では痕跡調査や遺構確認調査を行い、加えて古写真や古文書などの史料調査も進め、地元の皆さんからの聞き取りもしながら、復元方針をまとめました。

復元方針が文化庁から認められると、保管されていた古材は復元方針に従つて元の場所に戻されます。その様子を目の当たりにできるのは台所の屋根を支える小屋組です。床面積約百二十平方

メートル(約四十坪)の台所に立つて見上げると薄暗いなか、屋根を支える

梁として元の位置に戻された大きな古材が歴史の生き証人として架かっています。

展示についても小泉和子京都女子大教授の指導を得て地元的女性たちが行いました。熊谷家に伝わる家財を利用した展示をしており、家財の調査、研究を女性たちが四年間にわたって行ってきた成果を反映し、手づくり展示として評価されています。このように熊谷家住宅



保存修理工事中の熊谷家住宅(平成15年)

の保存活用事業では、地元の人々が継続的に関わることを基本にして進めてきました。建造物修理に携わった大工や左官などの経験と技術は、大森や温泉津の町並み保存など石見銀山の保存と活用に活かされることとなります。

平成十八年度税制改正のあらまし

持続的な経済社会の活性化を実現するための

「あるべき税制」の構築に向けて、平成十八年度税制改正が行われました。

主な改正事項は次のとおりです。

個人所得課税

〔税源移譲〕

所得税から個人住民税（国から地方）への税源移譲に關し、それぞれの税率構造を改めます。なお、所得税と個人住

民税を合わせた税負担は変動ありません。

（注）平成十九年（度）分以降に実施されます。

〔定率減税の廃止〕

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置と

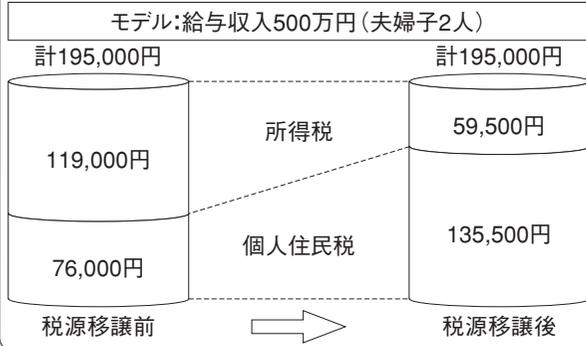
して導入された定率減税を、経済状況の改善等を踏まえ平成十九年一月（個人住民税は六月）徴収分から廃止します。

されます。
〔寄付金控除〕
適用下限額を引き下げ、公益的な活動を行う団体への寄付を行いやすくなりました。

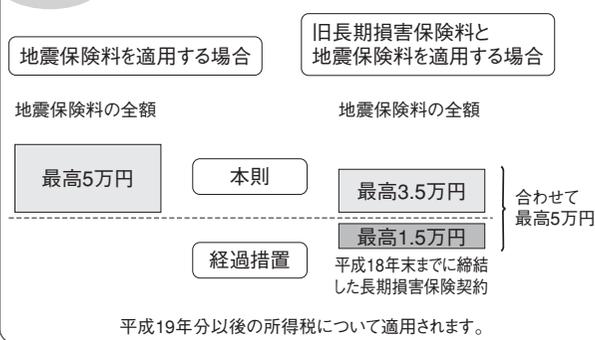
改正の概要（税源移譲）

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------|------------------|-----|---------------------------------|-----|--|
| 所得税 | 課税所得 | 税率 | 課税所得 | 税率 | |
| | ～ 330万円未満 | 10% | ～ 195万円未満 | 5% | |
| | 330万円～ 900万円未満 | 20% | 195万円～ 330万円未満 | 10% | |
| | 900万円～ 1,800万円未満 | 30% | 330万円～ 695万円未満 | 20% | |
| | 1,800万円～ | 37% | 695万円～ 900万円未満 | 23% | |
| | | | 900万円～ 1,800万円未満 | 33% | |
| | | | 1,800万円～ | 40% | |
| 個人住民税 | 課税所得 | 税率 | 課税所得 | 税率 | |
| | ～ 200万円 | 5% | 一律 | 10% | |
| | 200万円超 ～ 700万円 | 10% | ※減額措置：全世界において人的控除の差を考慮した減額措置を実施 | | |
| | 700万円超 | 13% | | | |

税源移譲による所得税・個人住民税の負担増減額



改正の概要（地震保険料控除）



改正の概要（寄付金控除）

適用下限を5千円（改正前1万円）に引き下げました。

$$\text{寄付金控除額} = \left[\text{その年中に支出した特定寄付金の合計額} \right. \\ \left. \left(\text{総所得の30\%相当額が限度} \right) \right] - 5\text{千円}$$

平成18年分以後の所得税について適用されます。

〔既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除制度〕

昭和五十六年五月三十一日以前に建築された住宅について、新耐震基準（昭和五十六年六月一日以後の基準）を満たす耐震改修をした場合に、その費用の一〇％相当額（最高二〇万円）が税額控除できます。

法人関連税制

（注）平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われる耐震改修について適用されます。

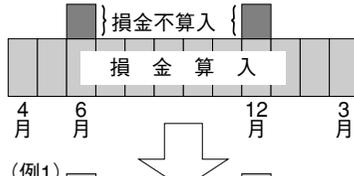
〔交際費課税〕

交際費課税が軽減されます。
○一人当たり五千円以下の飲食費（役員間等の飲食費を除く）が損金算入できるようになります。

改正の概要（定期定額要件の緩和）

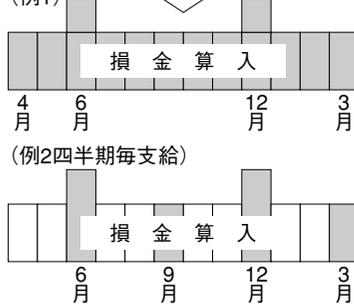
改正前

一月以下の期間を単位として定期的に同額を支給する役員給与は損金算入



改正後

- ① 一月以下の一定期間ごとに同額で支給する役員給与は損金算入
- ② 所定の時期に確定額を支給する定め（税務署長への事前届出が必要）に基づいて支給する役員給与は損金算入



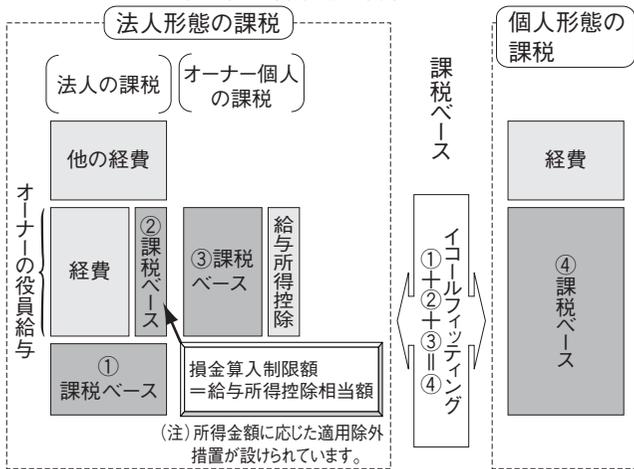
平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

○中小企業については、定額控除額（四百万円）に達するまでの額の九〇％相当額が損金算入できます。
（注）平成十八年四月一日から二十年三月三十一日までの間に開始する事業年

度において適用されます。
【役員給与の損金算入】
◎定期定額要件の緩和
役員賞与の多様な支払い形態に対応するため、いわゆる定期定額要件が緩和されました。

改正の概要（一人会社のオーナー役員の給与の損金算入の制限）

改正後の各形態の課税ベースのイメージ



平成18年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。

◎一人会社のオーナー役員の給与の損金算入の制限
法人形態と個人形態との課税上のアンバランスを是正するため、実質的な一人会社のオーナー役員への給与の損金算入が制限されます。

◎業績連動型報酬の損金算入
同族会社でないこと等、透明性・適正性を担保するための要件を満たす場合は、業績連動型報酬の損金算入が認められることとなりました。

改正の概要 (同族会社の留保金課税)

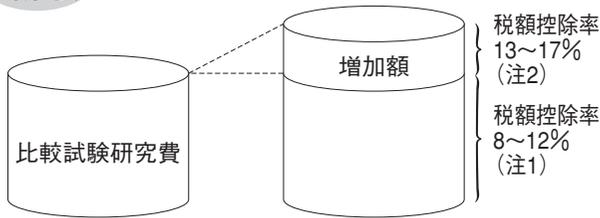
| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 同族要件 3株主グループによる株式等の保有割合が50%超 留保控除額:①~③のうち最も多い金額 ①所得基準額…所得等の金額×35% ②定額基準額…年1,500万円 ③積立金基準額 …期末資本金の25%相当額-利益積立金 | 同族要件 1株主グループによる株式等の保有割合が50%超 留保控除額:①~④のうち最も多い金額 ①所得基準額 …所得等の金額×40% (中小法人は50%) ②定額基準額…年2,000万円 ③積立金基準額…期末資本金の25%相当額-利益積立金 ④自己資本比率基準額 (中小法人のみ) …自己資本比率 (自己資本÷総資産) が30%に達するまでの額 |
| 不適用措置 ①設立後10年以内の中小企業者 ②中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者で経営革新のための事業を実施しているもの ③自己資本比率 (自己資本÷総資産) が50%以下の中小法人 | 改正前の不適用措置の存廃 ①廃止 ②2年延長 ③廃止 |

平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

「その他の法人関連改正項目」
 ◎同族会社の留保金課税
 見直し
 中小企業の財務基盤の強化を後押しするため、

留保金課税の対象となる同族会社について、その判定要件を緩和するほか、留保控除額を上げる等抜本的な見直しを行いました。

改正の概要 (研究開発税制)



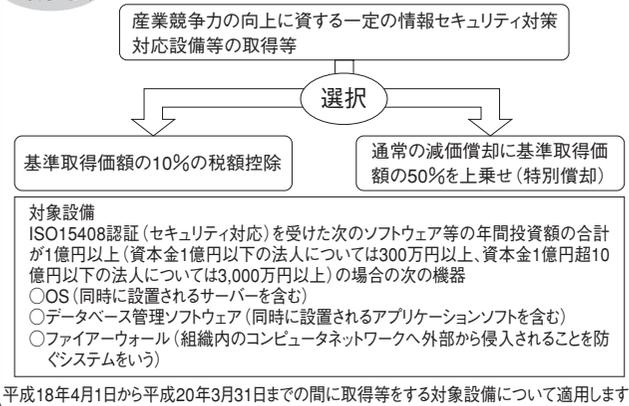
- (注1) 控除率は売上占める試験研究費の割合に応じて8~10% (中小企業者等は12%) となります。
 (注2) 増加額については、控除率に5%上乗せすることとなります。

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度について適用します。

◎研究開発税制の制度統合
 研究開発税制の制度を統合し、試験研究費を増加させるインセンティブを高めまます。
 ○試験研究費の総額に係る税額控除率について、比較研究費を上回る部分の税額控除割合

に5%加える措置を講じます。
 ○研究開発税制における増加試験研究費の税額控除制度及び試験研究費の総額にかかる税額控除制度の上乗せ措置は廃止します。

改正の概要 (情報基盤強化税制)



平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をする対象設備について適用します。

◎情報基盤強化税制の創設
 産業競争力の向上に資する設備等で情報基盤の強化を促すものの取得等をした場合に、特別償却と税額控除の選択適用の制度が創設されました。なお、IT投資促進税制は廃止します。

改正の概要 (土地の売買等に係る登録免許税)

| 登記の種類・原因 (主なもの) | 本則 | 特例 |
|-----------------|----------|------|
| 所有権の保存 | 0.4% | |
| 所有権の移転 | 相続、合併 | 1.0% |
| | 土地 建物 | |
| 所有権の信託 | 土地 | 0.2% |
| | 建物 | |

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われる登記について適用されます。

◎中小企業投資促進税制の充実及び適用期限延長
対象資産に一定のデジタル複合機、ソフトウェアを加えるとともに、適用期限を平成二十年三月三十一日までの措置とします。

その他の改正

◎土地の売買等に係る登録免許税の軽減
土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税について、税率を本則の二分の一に軽減します。

◎住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の期限延長
平成十五年一月一日から三年間の特例措置として創設された「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」を平成十九年十二月三十一日まで延長します。

◎相続税の物納制度の見直し
許可基準及び手続きの明確化、審査期間の法定等の措置を講じました。
平成十八年四月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用します。

◎酒類の分類や税率を簡素化
酒類の分類を「発砲性酒類」「醸造酒類」「蒸留酒類」「混成酒類」の四種類に大括り・簡素化するとともに、酒類間の税負担差を縮小しました。

◎たばこ税税率の引上げ
税率を一本当たり〇・八五二円引上げました。

◎発信主義が適用される提出書類の範囲の拡大
郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされる書類の範囲が拡大されました。

◎無申告加算税の課税要件及び割合の変更
(平成十九年一月一日以後に法定納期限が到来する国税について適用)
○期限後申告を自主的に行った場合の無申告加算税(五%)について、期限内に申告する意思があったと認められる一定の場合には、課さないこととなります。

○無申告加算税(改正前は一律十五%)について、納付すべき税額が五〇万円を超える部分に対する割合を二〇%に引上げます。

◎更正の請求事由の拡大
法令解釈が遡って変更され、異なる取扱いを受けることとなった場合には、更正の請求ができることとなりました。

◎給与の源泉徴収票等の電子交付
税務上の「民・民間書面」の電子交付を可能にします。
(平成十九年一月一日以後に交付する源泉徴収票等について適用)

◎公示制度の廃止
長者番付制度などの公示制度(所得税、相続税、贈与税、法人税、地価税)を廃止します。

知っておきたい税務

受贈益について

受贈益とはどのようなものか

法人が、他の法人や個人などから資産を贈与（または低額譲渡）されたとされる経済的利益のことをいいます。

法人税法は、所得金額の計算上益金の額に算入すべき金額は「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲り受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額」とされており、金銭以外の資産の譲渡を受けた場合にも、収益として計上するように定められています。（法第二十二條二項）

金銭以外の物の場合

贈与をうけた資産が金銭以外の物の場合には、受贈資産の価額すなわち受贈益がいくらになるのが問題となります。

これについては、取得時におけるその資産の取得のために通常要する価額つまり、時価で計上することとされています。

低額で譲受けた場合

資産を時価より低い金額で譲りうけた場合には購入金額に相当する部分は購入により取得したものとみなし、時価と購入価額との差額に相当する部分は贈与により取得したものとみなします。

したがって、資産の取

得価額は時価で計上し、時価と購入価額との差額は受贈益として、その事業年度の収益に計上されることとなります。

広告宣伝用資産等の受贈益

①資産が次に掲げる様な広告宣伝用のものであるときは、その経済的利

益の額は、製造業者等のその資産の取得価額の三分の二に相当する金額から販売業者がその取得のために支出した金額を控除した金額とし、その金額が三十万円以下であるときは、経済的利益の額はないものとします。

イ、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます）で車体の大部分に一定の色彩を塗装して製造業者等の製品名または社名を表示し、その広告宣伝を目的としていることが明らかなもの。

ロ、陳列だな、陳列ケース、冷蔵庫または容器で製造業者等の製品名または社名の広告宣伝を目的としていることが明らかなもの。

ハ、展示用モデルハウスのように製造業者等の製品の見本であることが明らかなもの。

なお、同一の製造業者等から二以上の資産を取得したときは、その経済的利益の額の合計額をもって三十万円以下かどうかの判定を行います。

②取得した資産が、看板、ネオンサイン、どん帳のようにもつぱら広告宣伝の用に供される資産であるときは、その取得による経済的利益はないものとされます。

③販売業者等が製造業者等から広告宣伝用の資産の取得にあてるため金銭の交付をうけた場合は前記のそれぞれの取り扱

いを準用します。

一定の受贈益等についての課税上の特例

法人が他から資産の贈与等をうけた場合には、受贈益を計上しなければなりません。

しかし、一定の受贈益債務免除益については、益金の額に算入して直ちに課税することが適当でない場合もあるので、課税上の特例が認められています。その主なものは次のようなものです。

- ① 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳
- ② 工事負担金で取得した固定資産の圧縮記帳
- ③ 資産整理に伴う私財提供があつた場合の欠損金の損算入
- ④ 会社更生に伴う債務免除益の課税の特例

（文責 編集部）

税務処理における誤り易い事例

法人税関係

①建物の減価償却費

平成十年四月一日以後に取得した建物については、減価償却費の計算を定額法以外の方法によることはできませんので、注意が必要です。

②交際費の損金算入限度額

交際費の損金算入限度額の計算について、定額控除限度額は、平成十五年四月一日以後開始する事業年度においては、資本金一億円以下の法人が、年四百万円（一億円超の法人は、〇円）と定められています。

ちなみに、平成十四年四月一日から平成十

五年三月三十一日まで

の間に開始する事業年度においては、資本金五千万円以下の法人が年四百万円、（資本金五千万円超の法人は、〇円）、平成十四年四月一日以前に開始する事業年度については、

資本金一千万円以下の法人が、年四百万円、資本金一千万円超五千万円以下の法人が年三百万円（資本金五千万円超の法人は、〇円）となっております。

資本金の金額及び開始する事業年度により定額控除額が異なりますので注意が必要です。なお、十八年度の税制改正により、少額の飲食費等が損金算入できることとなります。

③受取利息

（税制改正の記事参照）

役員等に対する立替金、貸付金に対する受取利息の計上がなされていない事例が見受けられますので、注意が必要です。

消費税関係

①簡易課税の事業区分

売上先から材料の提供を受けて加工を行い加工賃を受取る事業は第三種（製造業）ではなく、第四種（その他事業）となります。

②仕入税額控除

事業所兼住宅の建物を取得した場合、仕入税額控除を計算する際は、住宅の貸付け部分と事業用施設部分に区

分して仕入控除税額を計算する必要があります。

③簡易課税制度の適用

簡易課税制度の選択届出書を提出されていても、基準期間の課税売上額が五千万円を超える期間については、原則課税により仕入控除税額を計算することとなります。この場合も、簡易課税取りやめの手続きを行っている場合を除き、簡易課税制度が引き続き適用されませんので、基準期間の課税売上額が五千万円以下の期間は、必ず簡易課税制度により仕入控除税額を計算しなければなりません。

印紙税関係

①仮領収証

商品代金を受領した際に発行する仮領収証

についても、売上代金の受領事実を証明する目的で作成される文書に該当し、記載金額が三万円以上であれば、印紙税の納付が必要となります。

②みなし領収書

納品書に済、領等の表示を行い代金領収の事実を証して相手方に交付した場合、その納品書が、領収書に該当する場合があります。金額が三万円以上であれば印紙税の納税が必要となります。

③継続的取引の基本となる契約書

請負契約書で、取引の基本となる契約の内容を定めた契約書について、契約金額の記載がないものは、第七号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当する場合がありますので注意が必要です。

原醤油有限公司



代表取締役
原 信行

所在地 〒六九四一〇〇五一

大田市久手町波根西二〇四二

TEL 〇八五四一八二一八四二七

FAX 〇八五四一八二一八四四八

ホームページアドレス

<http://www.16.ocn.ne.jp/~hara-soy/>

事業内容は醤油及び関連加工品の製造販売をしています。ほんず醤油、金山寺もろみ、ごまふりかけ、などです。

創業は祖父の原 安三郎で大正四年九月二十八日に初めての仕込みを致しました。

昭和二十五年一月一日原醤油有限公司を設立、

す。

これは、消防団に在籍中に消防本部にかけられていたものです。とかく、まあいいか、と考えますが、備えは大切です。

自社は、年間で原料の醸造用脱脂加工大豆八トン、小麦八トン、食塩八トンを処理しています、そして約六二ℓの醤油を生産しています。

製造の仕事内容をお話いたします。

仕込み（原料を処理して諸味にすること）の時期は一月後半から四月と、九月から十一月の間になります。原料は、遺伝子組み換えでないものを使用します。

まず、小麦は小麦炒り機で炒り（四〇〇kgの小麦で二時間かかります）、冷えたら粉碎します、小麦澱粉が加熱によりアルファー化澱粉になり麹菌の繁殖、発酵に適する為





です。

大豆は回転蒸煮缶で加圧蒸煮して大豆蛋白質を麹菌の繁殖、発酵に適するようにします。小麦と大豆に種麹菌を混ぜて三日間かけて醤油麹が出来ます。麹を食塩水（二一％）に混ぜて諸味になります。一年以上充分な管理をして経過すると諸味が熟成し搾っても良い

時期になります。適宜圧搾して漙り引きし生揚げ醤油を貯蔵して置きます。

旨みのある良い香りのする色のいい生醤油ができます。生醤油をプレートヒータで加熱殺菌調整しその後、濾過して醤油が出来上がります。

大豆のたんぱく質は、麹菌によって分解され美

味しさの元になるアミノ酸になります。

小麦の澱粉は、ブドウ糖に変わり、甘味とコクが生まれ、その一部は醤油の香りを高めます。

食塩は、麹菌などを緩やかに働かせ腐敗から守ります。

醤油諸味は、清酒の米の澱粉が麹菌、酵母菌の発酵によりブドウ糖から

アルコールになる単行発酵とは異なり、たんぱく質の分解によるペプチド、アミノ酸への発酵とが同時に進行する、平行複発酵の形態をとるため長期間の酵母菌、乳酸菌などによる発酵、熟成中に、より複雑な変化をして、美味しい醤油になります。

醤油はいつ、どこから来たのかご存知でしょうか。

・七〇一年(飛鳥時代)

「たいほうりつりょう」という法律の中にしようゆに似た「ひしお」というもののおことが書かれている。

・一二五四年(鎌倉時代)

僧覚心(かくしん)が中国から持って帰った味噌を作っているうちに上にたまった水分が美味しいことがわかってたまりしようゆ

がつくられるようになる。

・一五九七年(室町時代)

日本で初めて「醤油」という文字が辞書の中に出てくる。

・一六四〇年(江戸時代)

こいくち醤油、うすくち醤油が工場で作られるようになる。

・一九六三年(昭和時代)

醤油の輸出が盛んになり、アメリカなどになり、日本の醤油工場ができる。

と記載されていますので大変古くから使用されていたようです。

醤油には秘められたさまざまな効果があります、紹介いたします。

・消臭効果

生臭みを消す作用があります

アミノ酸の一種メチオニンが変化したメチ

オノールという物質の働きによる効果です。

・加熱効果

食欲をそそる色と香りを出す効果

醤油中のアミノ酸と、砂糖、みりんなどの糖分が、加熱によりアミノカルボニル反応を起こし、メラノイジンと言う芳香物質ができる為です。又美しい照りを出す作用もあります。

・静菌(殺菌)効果

日持ちを良くする塩分と酸

塩分と有機酸が含まれているため、大腸菌などの増殖を止めたり、死滅させる効果があります。

・対比効果

甘味を一層引き立てる

例えば、甘い佃煮の仕上げに少量の醤油を加えると、甘味が一層

引き立ちます。一方の味が強く、他方の味がごくわずかな場合、主体の味がより強く感じられる、このような効果を対比効果と言います。

・抑制効果

塩味を抑え和らげる漬物や塩鮭などの、塩辛いものに醤油をたらすと、塩辛さが抑えられます。醤油中の有機酸類に、塩味を和らげる効果があります。混ぜたときに一方あるいは両方の味が弱められることを抑制効果と言います。

・相乗効果

だしと働き合ってつくる深い旨み
醤油中のグルタミン酸とかつお節の中のイノシン酸が働き合くと、深い旨味を作り出されます。混ぜ合わせる事によって、両方

の味が共に非常につよめられることを、味の相乗効果と呼びます。そばつゆや天つゆなどです。

又最近の研究から、体に良い働きをするさまざまな成分が、醤油に含まれていることが分かりましたので紹介します。

・フラノン類(香り成分)

抗酸化作用。活性酸素抑制作用。ガン抑制作用。白内障抑制作用

・メラノイジン(色素成分)

活性酸素抑制作用。ニトロソアミン生成抑制作用。肝ガン抑制作用。血圧降下作用。コレステロール低減作用。食後血糖値上昇抑制作用。糖尿病予防・改善作用。ミネラル吸収促進作用。便秘改善



作用。腸内環境改善作用。

・ペクチン(水溶性食物繊維)

アレルギー症状改善作用。

・シオウユフラボン(苦味成分)

抗潰瘍作用

・β-カルボリン類(アルカロイド)

血栓形成抑制作用
ポリアミン(生体アミン)

動脈硬化抑制作用
ニコチアナミン(アミノ酸)

血圧降下作用
食塩・PH・アルコールなど(醤油成分)
各種病原菌の増殖抑制作用

このように醤油は秘められた大変素晴らしい効果をもっています。最近の業界の状況は、生産量は一九七三年(昭和四十八年)一二九万ℓを最高に減少し、二〇〇二年(平成十四年)に一〇〇万ℓをきるようになりました。その主な要因として次のことが挙げられ

ます。家庭での使用量が減少したこと。海外工場での生産が急増したこと。又、利便性を求めた、だし醤油、昆布しゅうゆ、つゆ類など醤油を原料とした醤油加工品が開発されたこと、そして、マヨネーズなどの洋風調味料の使用量増加があげられます。さらに地方では少子高齢化と人口の減少が大きな要因になっていると思います。

家庭での消費量は昭和四十年代の五ℓから平成十年代の二ℓ台まで最近三十年間で約1/2に減少しました。業務用の使用量が増加して醤油加工品が普及した分、家庭で料理、調理をする機会が少なくなった為と思われる。又、規模別の出荷数量は平成十六年八月から平成十七年七月の一年間で九四三、〇〇ℓです、内訳は大手五社が四

七七、〇〇ℓ、全醸協三十社二五三、〇〇ℓその他二一三、〇〇ℓで、七七%は大企業が占めています。

昭和四十四年春より醤油造りをしていますが業界はまさに変動のなかにあります。

消費の低迷から醤油協会挙げてのPR作戦を展開していますが社会の変動に中々対応できないのが現実です。醤油はJAS商品の優等生と言われ、食の安心安全に心がけています。

弊社は、大手メーカーと違った地方色豊かな醤油造りを心がけています、大手は六ヶ月で醤油を造っています。私は、一年から一年半かけて充分な管理をして麹菌、乳酸菌、酵母菌などに醤油をつくってもらっています、お刺身用にさいし込み醤油さしみ、本格嗜好の濃

口特級、食塩分一三%のうまうち、色のうすい淡口、等お客さんのニーズにあった商品の提供に心がけています。先頃、波根旅館組合の武田さんを中心にして懐かしい、「へか焼き鍋」が復活しました。弊社は専用の醤油を開発して好評を戴いています、又、以前よりJA石見銀山様と協力して地元産種無し柚子を使用した添加物を使用しないポン酢、姫酢の製造をしています。

今春二月二十二日美郷町粕淵の邑智小学校の四年生二十一名が大豆を原料とした食品の研究の一環として先生二人と工場見学にきました、約二時間の見学で大豆と小麦と食塩から醤油が出来ることを確認し、麦炒機、蒸

煮缶、麹室のしゅうゆ麹、木桶の中のもろみ等を見学、压榨機からにじ

邑智小学校四年生工場見学

み出ている搾りたての生醤油をなめて、美味しいといつて帰り、早速学校のホームページに載せてくれました。

地域の皆さんに愛され、育てられ九十年、近頃では全国各地からの御入っている

注文も頂き感謝しています。日々、厳しい経営環境の中ではありますが今後ともお客様に喜ばれる美味しい醤油づくりに邁進したいと思っております。



麹室の見学

発酵タンク

濾過機

木桶の中の諸味が 諸味を絞る

充填中

質問コーナー

● ホームページの制作費の取扱い

【問】 当社では、広告宣伝のため、ホームページを開設しようと考えておりますが、このホームページの製作を業者に委託した場合には、要する費用については、どのように処理したらよいのでしょうか。

次の①または②に該当しない限りは、広告宣伝費等として損金に算入できると考えます。

① ホームページの使用期間が一年を超える場合は、ホームページの製作費用の支出効果はその使用期間に及ぶこととなるため、税務上の繰延資産に該当することとなります。いったん資産として計上し、その費用の支出の効果が及ぶ期間にわたり、均等償却を実施することになります。

【解答】 インターネットの普及により、多くの企業がホームページを開設しています。

このホームページを自前で製作するのではなく専門の業者に委託することも多いようです。

その場合の製作費用の税務上の取扱いですが、原則としては支出時の損金として処理することが出来ます。

容の改訂をしない会社もあるかもしれません。このように明らかに、ホームページの使用期間が一年を超える場合には、支出時の損金処理は認められないこととなります。

② ホームページがソフトウェアを用いることにより、データベースやネットワークにアクセスできるような仕組みとなっている場合は、ホームページはソフトウェアと一体のものともみられます。例えば、ホームページ

には、書店のホームページにアクセスして、本の予約や注文をしたりすることが出来るものがあります。このように予約や注文ができるということは、ソフトウェアが用いられているということになります。

このような場合には、ホームページの製作費用はソフトウェアの取得価額となり、減価償却資産（無形固定資産）として五年間で均等償却することになります。

● 私有車の借上制度について

【問】 当社では社員の自家用車を借りて会社業務に使用する私有車借上制度の導入を考えておりますがなにか税務上の注意点がありませんでしょうか。

して借上料を支払います。この金額の妥当性等については会社毎に算定方法も違うでしょうから個別的に判断されることとなります。

【解答】 私有車借上制度を採用した場合、会社は社員に対して

支払いを受けた社員にとっては資産の賃貸による対価となるため、賃貸料として相当と認められ

るものについては、雑所得として、確定申告が必要な場合があります。

もし、借上げ料が相当な賃貸料を超えた場合には社員に対して経済的利益を供与したものととして給与課税されるケースも出てきますので、源泉徴収の対象となる可能性があります。

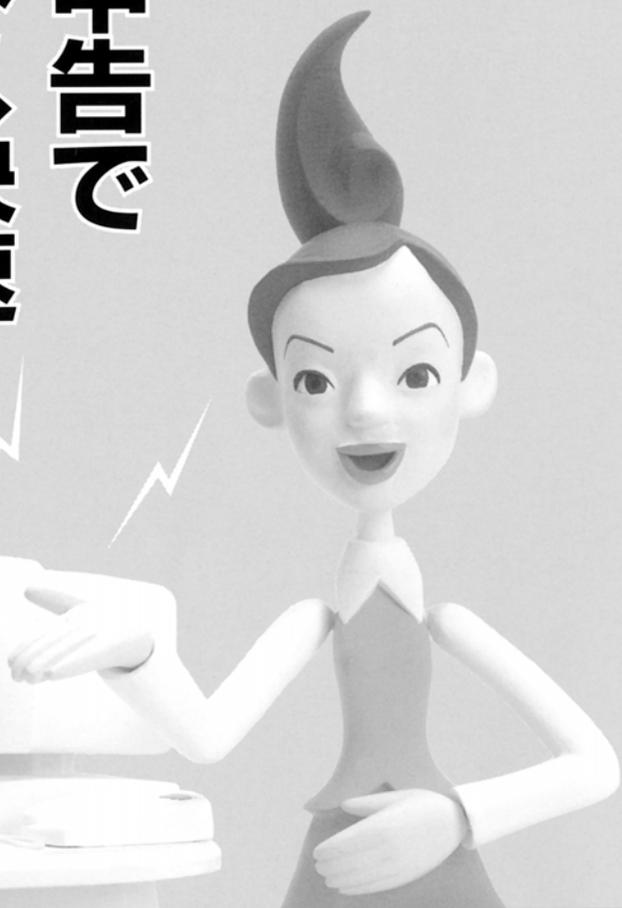
また、職務のため必要な分のガソリン代を会社が負担した場合は、その額が合理的に作成された旅費規定に基づく実費精算等であれば非課税となります。

但し、社員の駐車場代を会社が負担した場合には私有車を賃貸するか否かにかかわらず所有者である社員自身が負担すべきものであるとの理由により給与所得として課税することになります。

(文責 編集部)

会社経営の
効率化をめざして

e-Tax 電子申告で ビジネス快速!



国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

①法人税、消費税、所得税などの申告、②源泉所得税をはじめ、すべての税目の納税、③申請・届出等がインターネットで行えます。多忙な時でも税務署に出かける必要がなくなります。もちろん、このサービスの開始届出手続きもインターネットで行えます。

もっと詳しくお知りになりたい方は・・・

「e-Tax」ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

「e-Tax」ホームページで、システムの概要やご利用に当たっての手続きなどについてお答えします。

ヘルプデスク

TEL 0570-015901

ヘルプデスクでもご利用にあたっての手続きやe-Taxソフトなどに関するご質問にお答えしています。全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

 法人会

社団法人 石見大田法人会主催

第42回 会員親睦ゴルフ大会

優勝 山崎榊蔵氏

第四十二回会員親睦
チャリティーゴルフ大会
が四月八日(土) 大社カ
ントリークラブに於いて
参加者三十一名、九組の



参加のもと、賑やかに開
催されました。

当日は、春晴れの好天
気に恵まれ、的場法人会
会長挨拶の後、国引き

コースと、美久我
コースに分かれプ
レーが開始されまし
た。

春晴れのもと、い
つもの事で、好プ
レー珍プレー、ミス
ショット笑顔や苦渋
の顔が続出し、法人
会大会ならではの雰
囲気で異業種交流、
また老、壮、青の歓
談の場としての会員
親睦ゴルフ大会の一
日でした。

表彰式

競技終了後、クラブハ
ウス二階において、懇親
会が開かれ、当日の成績
表を見せ合い満足やらと
楽しい談笑の内での成績
発表、表彰式が始まっ
た。

- 優勝 山崎榊蔵
- 準優勝 平木陽三
- 三位 谷本隆臣
- 四位 川上眞次
- 五位 柳楽幸男
- B G 高橋陽二
- B B 沖和真

その他、飛び賞、年次
賞、DC賞、NP賞など
沢山の賞品と共に、参加
者全員に参加賞が渡さ
れ、和やかな雰囲気の内
に終了いたしました。

来たる、十一月に開催
される第四十三回大会に
は、多くの会員の方々の
ご参加をお待ちいたして

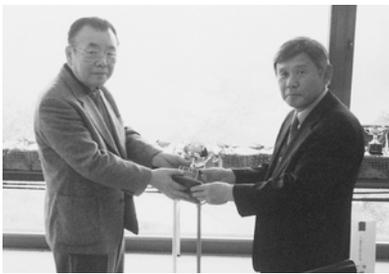
おります。

尚チャリティーとして
参加者全員から貴重な浄
財三万一千円を寄付して
頂き大変ありがとうございました。

優勝のよろこび

山崎榊蔵氏

第四十二回法人会ゴル
フコンペは、パートナー、
キャディーさんと、かな
りの運に恵まれ、心地よ
い緊張感の中、自己最高
のスコアで優勝させてい
ただき、大変嬉しく思っ
ております。

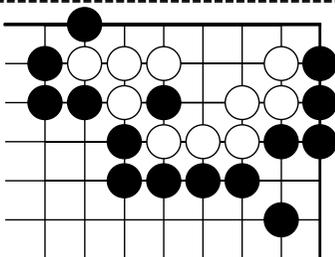


今後の法人会コンペも
パートナー、天気、時
期、スポンサー、今回の
ように、すばらしい事が
重なるよう、又法人会事
業がますます発展しま
すよう祈念します。

次回の大会も是非参加
いたしますので、よろし
くお願いいたします。

詰碁問題

(黒先コウ)



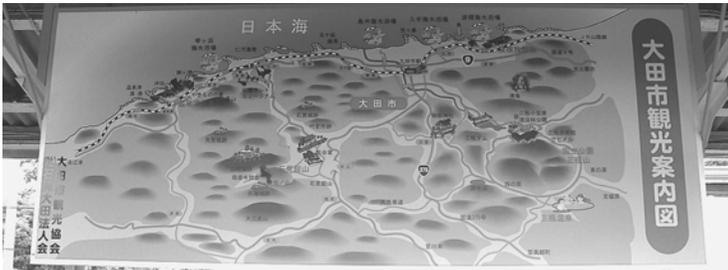
解答は二十八頁

地域社会貢献活動

大田市駅構内に観光案内板を設置

世界遺産登録まであと一年を切った石見銀山遺跡は、登録に向けて準備が進められているところではありますが、五月のゴールデンウィーク、八月の盆連休には多くの観光客も押し寄せ、駐車場不足など深刻な問題となっており、まだまだ観光インフラの面では受け入れ体制作りも遅れ気味になっているのが現状です。

当法人会も、かねてより地域社会貢献活動の一環として、石見銀山公園清掃活動・観光客向け傘／傘立ての寄贈等を行ってきました。今回の地域社会貢献活動では大田市の玄関口となるJR大田市駅構内に観光案内板を設置しました。



J R大田市駅 2番ホームに設置された観光案内看板

石見大田法人会ホームページを開設しました!

アドレス <http://www.iwamiohda.jp/>



石見大田法人会のホームページを開設しました。開設したものの、まだまだ不十分な点もあると思います。税に関する情報、世界遺産目録となった石見銀山遺跡に関する情報等、今後内容の充実に努めますのでよろしくお願ひします。

未来へ引き継ぐ石見銀山

— 世界遺産への歩み⑧ —
大田市石見銀山課

一、世界遺産の推薦書が提出、受理

世界遺産に登録するための登録推薦書が平成十七年十二月に正式に提出され、今年一月四日に受理されました。

この秋に予定されているICOMOS（国際記念物遺跡会議・世界遺産／文化遺産の専門機関）の審査を経て、平成十九年六月二十三日からニュージーランドのクライストチャーチで予定されているユネスコの第三十一回世界遺産委員会で登録の可否が決定されます。（これまで日本が推薦した世界遺産候補は全て登録されていますが、一〇〇%登録と決まっているわけではなく、これから



予定される現地審査の結果をふまえて国際会議で

決定する事になります。）

今年七月にリトアニアで開かれた世界遺産委員会では産業に関する遺産としてメキシコの「テキーラの製造工場及び農

二、石見銀山遺跡の拠点施設

石見銀山遺跡の調査研究を継続すると共に、適切に紹介し、理解していただくための調査研究とビクターセンター、ガイダンス施設を併設した施設を石見銀山遺跡の「拠点施設」と位置づけ、平成十二年に整備基本構想を策定して以来、その準備検討がなされてきました。

世界遺産の推薦書や保存管理計画においても、その設置を前提としており、昨年春に、島根県から大きな支援を得て、大田市が拠点施設を建設することにになりました。

拠点施設は、文化庁の

場」、イギリスの銅とすずの町「コーンウォール」、チリの銅鉱山の町「スーウエル」の三カ所が世界遺産に登録されました。

補助事業である「史跡等総合整備活用事業」により、国の補助金も導入して世界遺産に相応しい施設とすべく、これまで立地や要件につきまして検討し、地元の方々や市議会、石見銀山協働会議の皆さんにも、そのありかたについて熱心にご議論頂き、貴重なご意見をいただきました。

世界遺産として未来に石見銀山遺跡を引き継いでいくためには、まず推薦書にも記載してある景観や住民生活など、その価値を最大限損なわないように考えるべきであろうと考え、また適切な保

存管理や調査研究が継続できることを最重点に検討し、さらに鉱山跡である仙ノ山全体や、ひいては温泉津、仁摩など広域にわたる遺跡全体について

① 訪れる方々に適切な見学ルートを示すことができ、

② 遠すぎず、近すぎず、かつ住民生活への影響を最小限とし、

③ 世界遺産の登録時期になるべく近く、できれば一部でも供用できることを目指し、

④ 文化庁の補助事業の要件も満たすことによつて、

⑤ 市や県の財政負担も少なく済む

ことを総合的に考え、ふれあいの森公園が適地との結論に達し、さる六月の大田市議会で総額十一億円余の建設予算も認められて、建設着工に向

けて準備を進めていきます。

特に建設経費については国、県の補助や特別支援により、市としては用地を提供するのみの負担となります。また、施設完成後の運営についても県市で人員、費用を分担

三、遺跡の整備について

銀山柵内、銀山柵外（街道、山城、港と港町）

といった地区別に整備方針を定め、現状保存、修理修復、表示整備、復元整備、露出展示といった手法により、整備を進めていきます。

こうした整備や保存修理についても拠点施設と同様に、平成十八年度からの文化庁補助事業「史跡等総合整備活用事業」として補助採択されたものを中心として、事業を五年間の継続事業として実施することが決まり、

して行うことになっていきます。

今後、具体的な姿や機能などについても専門家や市民の皆さんの意見をいただきながら来年夏の部分供用を目指していくこととなります。

特に石見銀山遺跡で最も有名で、大きな坑道である大久保間歩の整備に着手することになりました。

他にも間歩（坑道）の安全対策や指定文化財の保存修理、大森と温泉津の二つの町並み保存地区の建物の修理や修景も進められますし、大森では電線類の地中化などや上水道の整備なども予定されています。温泉津では数年の間に下水道の整備が進むことになっていきます。



整備を予定している大久保間歩（坑口付近）

もちろんこうした整備も国の補助事業や地元に住んでいる皆さんの理解

四、国際シンポジウム

石見銀山遺跡の世界遺産としての価値や今後の保存管理を進めていくために高根県教育委員会を中心に主催して国際シンポジウムが続けられています。

今年五月二十八日にあすてらすで開催され、イギリス、ブレナヴォンの鉄と石炭の産業遺産の町の事例をジョン・ロジャー氏（ブレナボンプロジェクトコーディネーター）により「ブレナボン産業景観の普遍的価値と保存活用」として、ドイツの世界遺産の銀鉱山の事例をランメルスベルク博物館学芸員のデットメル氏により「ランメルスベルク鉱山の普遍的価値と保存活用」として、

と協力は不可欠であり、説明会や意見交換会を重ねていく予定です。

また石見銀山遺跡が持つ文化的景観の価値も含めて、筑波大学助教授の黒田乃生氏により「文化的景観の評価と保全について」、石見銀山の事例は大田市石見銀山課の大國晴雄が「石見銀山遺跡の文化的景観」として発表し、それを基にシンポジウム「石見銀山遺跡の文化的景観の保存と活用」石見銀山遺跡の未来を考える」（コーディネーター 稲葉信子氏・東京文化財研究所室長）が行われました。

現地視察では石見銀山の優れた遺跡景観と町並みに高い評価がなされ、シンポジウムや報告ではイギリス、ドイツの世界遺産として保存管理と活

用に関する先駆的な取り組みが紹介され、石見銀

五、協働会議

平成十七年六月に民間有志と県・市行政職員約二百名のワークシヨップが発足し、九ヶ月にわたる分科会討議を経て、今年三月に石見銀山行動計画がまとめられました。

分科会では「守る・受入・発信・活用」の4分野にわたるグループ討議が重ねられ、基本理念として

一、石見銀山の価値を理解し、伝える。

石見銀山の価値を大切にしたいと単に言うだけでなく、価値が何か理解できてはじめて、人はそれを大切にしようという意識が生まれます。また、その価値を他の人に伝えることで、その意

山遺跡の未来を考えるヒントが提供されました。

識が広まっています。

二、石見銀山の価値を守り、育む。

理解した価値を守るために、自ら参加し、行動を積み重ねていくとともに、さらにその価値を継続、育成させていくようなしくみを工夫していくことが必要です。

三、石見銀山の価値を活かし、高め

価値を守り、育むという延長で、石見銀山の活用は考えられるべきであり、そのことにより、価値が高まり、それは、さらなる価値の理解と発信につながっていきます。の3つの柱が立てられ、具体的には表1「石

見銀山行動計画」の項目について現状とこれからの方向性が示されました。

行動計画がまとまって以降、具体的な事柄については現在幾つかのグループが結成され、「グリーン銀山」や「地域のブランド化」などが進められています。

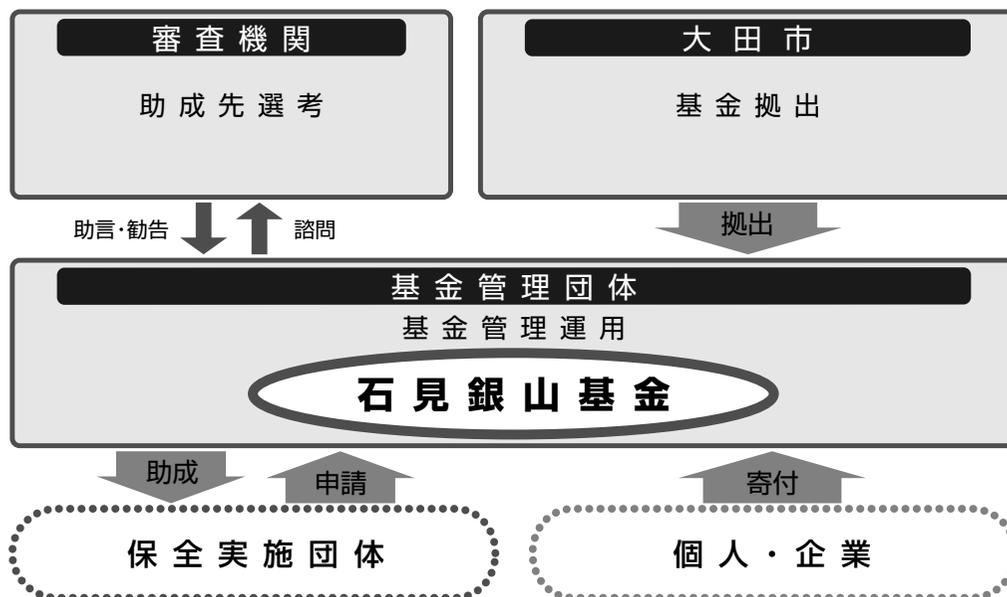
地元ではまず大森町で受入に関連する交通規制や交通実験が五月の連休から始まっています。

いっぽう、こうした活動の中でも最も持続的に取り組まなければならない遺跡の保全活動を中心にとした民間活動のために基金づくりも必要であり、現在具体的な検討が進められています。

表1 「石見銀山行動計画」の項目

| | |
|--------------------|---|
| I 石見銀山を守る（保存管理） | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な保存管理の徹底 2 石見銀山ルール確立 3 維持・保全活動の拡充 4 保存管理基金の設置・運営 |
| II 石見銀山を究める（調査研究） | <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎的調査研究の実施 2 テーマ別調査研究の実施 3 調査研究の総合調整機能の充実 |
| III 石見銀山を伝える（情報発信） | <ol style="list-style-type: none"> 1 ブランドイメージの構築 2 情報発信拠点の整備 3 PR活動の推進 4 教育・普及活動の推進 |
| IV 石見銀山に招く（受入） | <ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス機能の充実 2 来訪者の誘導 3 ガイド体制の充実整備 4 アクセスルートの整備 5 ホスピタリティの醸成 6 安全対策の充実 |
| V 石見銀山を活かす（活用） | <ol style="list-style-type: none"> 1 石見銀山ツーリズムの推進 2 石見銀山マーケティングの推進 3 伝統文化の振興 4 空家活用の推進 |

「行動計画」にある基金の考え方



法人会のご案内

よき経営者をめざすものの団体
…それが法人会です。

よき経営者をめざす約110万社の
会員組織です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約110万社の会員企業、41都道府県に442の会を擁する団体として、大きく発展しています。

あなたに近く、社会と広く。新しい時代の経営者のために、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての活動はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。



さまざまな業種の人との出会いは新しい仕事のつながりをうみだします。

各地の法人会の研修会や、いろいろな催しに出席するうちに、自ずとさまざまな業種の経営者と知りあえます。自分とは違う分野で活躍される方との交流。それは、新たな事業展開のヒントを得る絶好のチャンスと言えるでしょう。また、新しい仕事のつながりができ、繁栄のキッカケがつかめます。さらに積極的な情報交換を通して、お互いに経営感覚を磨き、視野を広めることができます。

公平で健全な税制の実現のため経営者の声を国へアピールしています。

高齢化、国際化が進む今後の経済社会を見据え、また会員の意見・要望を反映しながら、税のあるべき姿を検討し、税制改正に関する提言を取りまとめています。その提言は、政府や国会への働きかけを通して、いままでに大きな成果をあげています。

地域社会のお役に立っています。

ボランティアや地域振興などに取り組み、
会員企業の社会貢献活動を支援しています。

近年は、企業も地域社会の一員として、その維持・発展に進んで貢献すべき時代を迎えています。

法人会では、企業のこれらの活動を支援しながら、環境美化などのボランティア、地域振興のための政策提言など多様な社会貢献活動に取り組んでいます。

会員企業の連携した活動によって、地域社会に広く貢献し、同時に企業も発展することをめざしています。

青年・女性の活力が新たな活動をうみだしています。

社会や企業における青年・女性の役割はますます大きなものとなっています。法人会では、青年部会・女性部会を設けて多彩な行事を開催しています。また、その活力が租税教育を始めとする地域社会貢献活動における原動力となっています。

税の啓発活動を行っています。

税の大切さを理解してもらうため、若者向けのマンガ本を作成・配布しています。また、一般の方を対象に税の啓発・租税教育活動を実施しており、大きな反響を呼んでいます。



めざします。企業の繁栄と社会への貢献

法人会

法人会の福利厚生制度に〈WAYS〉

ウェイズ

新登場

医療

保障選択時のご健康状態にかかわらず一生涯の「病気・ケガ」の保障を確保できます。

(ケガの入院保障は90歳まで)

3つのコースから選べます。

どのコースを選んでも
かけ捨てではありません!

介護

公的介護保険の認定を受けたときに「介護年金」を受け取れます。

年金

老後・退職後の暮らしをサポートする「年金」を受け取れます。

将来、ニーズに合わせて「死亡保障」を「医療」「介護」「年金」に変えられます!

変更せずに、そのまま一生涯の「死亡保障」を継続することもできます。

法人会

未来の自分が決める保険

WAYS

ウェイズ

ご確認ください

資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、①当社、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理、②当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実となります。また、これらの利用目的のために個人情報が当社指定の代理店に提供されることにご了承ください。

■引受保険会社（お問い合わせ先）

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラックは
「がん保険」も
「医療保険」も
新契約件数

No.1

(平成17年版「インシュアランス生命保険統計号」より)

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 島根支社
〒690-0003 島根県松江市朝日町498-6 松江駅前第一生命ビルディング5F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505

石見大田法人会 0854-82-0765
代理店 (有)チェスト 0854-82-2226 松栄(株) 0854-82-6730
大塚美佐子 0855-65-2138

◎詳しくは、パンフレットや「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 AFN法推-2006-012 6月16日

法人会の経営者大型総合保障制度
企業保障プラン総合型21

L100 歳満了

大同生命の無配当歳満期定期保険+AIUのグループ傷害保険

幅広い保障

- 100歳までの超長期の保障です。(下記AIU部分⑩⑪⑫⑬⑭については80歳までの保障です。)
- 事故によるケガも保障します。(地震・噴火等天災によるケガを含む)
- 国内、海外問わず、24時間保障します。

| ■モデルプラン■ | | 保障内容 | |
|--|-----------|---|--|
| 事故 の 場 合 | 死亡保障 | 死亡されたとき | 1億円 (5,000万円 / 5,000万円) (大同生命)① (AIU)⑦ |
| | 高度障害保障 | 所定の高度障害状態になられたとき | 5,000万円 (大同生命)① |
| | 後遺障害保障 | 所定の障害状態になられたとき | 程度により 75万円～5,000万円 (AIU)〈基本型〉⑦ |
| | 傷害治療費用保障 | 医療・入院加療等の費用を負担されたとき (事故日から365日限度) | 100万円までの実費 (AIU)⑧ |
| | 休業保障 | 事故日から180日以内に就業不能になられたとき (2年間を限度・平均所得日額限度) | 1日につき 10,000円 (AIU)⑨ |
| | 入院保障 | 継続して2日以上入院されたとき、1日目より94日目まで(支払日数94日限度) | 1日につき 10,000円 (大同生命)②③ |
| | 手術保障 | 所定の手術を受けられたとき | 種類により1回 5万円～50万円 (大同生命)③ |
| 病 気 の 場 合 | 通院保障 | 無配当新入院特約[90日型]の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、退院後120日以内に所定の通院をされたとき (支払日数30日限度) | 1日につき 3,000円 (大同生命)⑥ |
| | | 通院により医師の治療を受けられたとき(事故日から180日以内で90日限度) | 1日につき 6,000円 (AIU)⑨ |
| | 死亡・高度障害保障 | 死亡もしくは所定の高度障害状態になられたとき | 5,000万円 (大同生命)① |
| | 疾病治療費用保障 | 継続して5日以上入院で、入院中に発生する所定の入院諸費用・高度先進医療費用を負担されたとき(日本国内かつ入院開始日から180日以内の費用) | 100万円までの実費 (注) (AIU)⑩ |
| | 入院療養一時金保障 | 医師が継続して5日以上入院が必要であると診断したとき | 50,000円 (AIU)⑪ |
| | 入院保障 | 継続して2日以上入院されたとき、1日目より94日目まで(支払日数94日限度) | 1日につき (大同生命)②③④⑤ 生活習慣病 20,000円 生活習慣病以外 10,000円 |
| 事 業 承 継 相 談 費 用 保 障 | 手術保障 | 所定の手術を受けられたとき | 種類により1回 5万円～50万円 (大同生命)③ |
| | 通院保障 | 無配当新入院特約[90日型]の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、退院後120日以内に所定の通院をされたとき(支払日数30日限度) | 1日につき 3,000円 (大同生命)⑥ |
| | | 代表権をもつ役員が病氣・傷害により死亡・高度障害により退任、事業承継するにあたり弁護士等に相談費用を支払われたとき | 100万円までの実費 (AIU)⑫ |

(注) 公的医療保険制度における一部負担金は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

※()内は、それぞれの保障の引受保険会社を、表中の支払金額に付されている番号はそれに対応する下記の主契約および特約を表しています。

※保障内容の組み合わせについては、所定の制限があります。詳細については担当者へお問い合わせください。

■表中の支払金額について

- ①大同生命の定期保険
- ②無配当短期入院特約
- ③無配当新入院特約[90日型]
- ④無配当短期生活習慣病特約
- ⑤無配当新生活習慣病特約[90日型]
- ⑥無配当通院特約

【⑦AIUのグループ傷害保険】

- ⑧傷害医療費用保険金支払特約
- ⑨休業保険金支払特約
- ⑩天災危険担保特約
- ⑪メディカル総合保険特約 (グループ傷害保険用)
- ⑫補償制度費用等担保特約
- ⑬後遺障害保険金の支払に関する特約 (大型保障制度重度障害重点型)
- ⑭フルタイム担保特約
- ⑮傷害危険不担保特約(メディカル総合保険特約用)
- ⑯長期入院療養一時金不担保特約(メディカル総合保険特約用)
- ⑰特定疾病診断給付金不担保特約(メディカル総合保険特約用)等付

資産形成機能

1 オーダーメイドの退職金準備が可能です。

2 法人が負担した保険料は一定要件のもと、保険料の1/2を損金算入することが可能です。(大同生命)

※法人税基本通達9-3-5, 9-3-6の2, 平成8年7月4日課法2-3(例規)
* AIUのグループ傷害保険部分の保険料は全額損金算入できます。

【解約払戻金例表】

大同生命の無配当歳満期定期保険(入院特約は80歳満了) 死亡保険金5000万円 団体月払保険料率適用
AIUのグループ傷害保険 死亡保険金5000万円

保険期間/100歳満期 性別/男性 職種/1級 保障内容/表面のモデルプラン

■記載の金額は各年齢の年単位の契約当日に解約された場合の金額です。

| 契約年齢 (月額保険料) | 解約時年齢 (経過年数) | 払込総 保険料① | 実質負担額 累計② | 解約払戻金③ | 返戻率 ③/① | 実質返戻率 ③/② |
|---|-----------------|-------------|--------------|------------|------------|--------------|
| 30歳 (85,046円) うちAIUのグループ 傷害保険料11,800円 | 40歳(10年) | 約 1,021 万円 | 約 763 万円 | 約 779 万円 | 約 76.4 % | 約 102.2 % |
| | 50歳(20年) | 約 2,042 万円 | 約 1,526 万円 | 約 1,655 万円 | 約 81.1 % | 約 108.5 % |
| | 60歳(30年) | 約 3,062 万円 | 約 2,289 万円 | 約 2,581 万円 | 約 84.3 % | 約 112.8 % |
| | 70歳(40年) | 約 4,083 万円 | 約 3,052 万円 | 約 3,425 万円 | 約 83.9 % | 約 112.3 % |
| | 80歳(50年) | 約 5,103 万円 | 約 3,496 万円 | 約 3,992 万円 | 約 78.2 % | 約 114.2 % |
| | 90歳(60年) | 約 5,990 万円 | 約 3,782 万円 | 約 4,434 万円 | 約 74.0 % | 約 117.3 % |
| | 100歳(70年) | 約 6,878 万円 | 約 4,067 万円 | 0 円 | 0.0 % | 0.0 % |
| 40歳 (110,617円) うちAIUのグループ 傷害保険料11,800円 | 50歳(10年) | 約 1,328 万円 | 約 1,003 万円 | 約 1,016 万円 | 約 76.6 % | 約 101.4 % |
| | 60歳(20年) | 約 2,655 万円 | 約 2,005 万円 | 約 2,092 万円 | 約 78.8 % | 約 104.4 % |
| | 70歳(30年) | 約 3,983 万円 | 約 3,007 万円 | 約 3,091 万円 | 約 77.6 % | 約 102.8 % |
| | 80歳(40年) | 約 5,310 万円 | 約 3,792 万円 | 約 3,804 万円 | 約 71.7 % | 約 100.3 % |
| | 90歳(50年) | 約 6,480 万円 | 約 4,158 万円 | 約 4,338 万円 | 約 67.0 % | 約 104.4 % |
| | 100歳(60年) | 約 7,650 万円 | 約 4,523 万円 | 0 円 | 0.0 % | 0.0 % |
| 50歳 (150,690円) うちAIUのグループ 傷害保険料11,800円 | 60歳(10年) | 約 1,809 万円 | 約 1,378 万円 | 約 1,301 万円 | 約 72.0 % | 約 94.5 % |
| | 70歳(20年) | 約 3,617 万円 | 約 2,755 万円 | 約 2,572 万円 | 約 71.1 % | 約 93.4 % |
| | 80歳(30年) | 約 5,425 万円 | 約 4,132 万円 | 約 3,513 万円 | 約 64.8 % | 約 85.0 % |
| | 90歳(40年) | 約 7,039 万円 | 約 4,624 万円 | 約 4,188 万円 | 約 59.5 % | 約 90.6 % |
| | 100歳(50年) | 約 8,653 万円 | 約 5,117 万円 | 0 円 | 0.0 % | 0.0 % |

★ このご契約には法人会に属する会員以外にはご加入いただけません。また、会員が法人会を脱会した場合は次のとおりとなりますので、あらかじめご了承ください。[生命保険契約は継続しますが、以降の保険料が引き上げられることがあります。][損害保険契約は解約いただくこととなります。]

※1 解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。また、解約払戻金は、保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0となります。

※2 実質返戻率は試算値です。法人契約の場合、保険料は一定の要件のもと損金算入できますので、その分法人税等が軽減されます。上記試算では法人税等の実効税率を40.87%として、ご契約後毎年税負担が軽減されたものとして試算しています。

実質返戻率=解約払戻金/実質負担額累計 実質負担額累計=払込総保険料-法人税等負担軽減額

記載の数値は、ご契約内容および解約時期などにより異なります。なお、解約されますと以後の保障は消滅します。

記載の税務取扱は、平成18年5月現在の税制にもとづくものです。今後、税務取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

※3 この保険には満期保険金はありません。

◎ ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・重要事項のお知らせ(注意喚起情報)・契約のしおり 約款を必ずごらんください。

<引受保険会社>



大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002大阪府西区江戸堀1丁目2番1号

(東京)〒105-0022東京都港区海岸1丁目2番3号

※平成18年8月より記載の住所に移転

http://www.daido-life.co.jp/



AIU保険会社

エイアイユー・インシュアランスカンパニー

A Member of American International Group, Inc. AIG

〒100-82347

東京都千代田区丸の内1丁目1番3号

TEL 03-3216-6611

http://www.aiu.co.jp/

●お問い合わせは・・・

大同生命保険株式会社

松江営業支社出雲営業所

〒693-0028 出雲市塩治善行町12-2

TEL 0853-21-4552 FAX 0853-24-1713

E-18-1041-S(業)(平成18年5月26日) U-6163

税のこぼれ話

「シンポジウム」

ここ数年、大田市においても、石見銀山遺跡の世界遺産登録に向けた様々な会議やシンポジウムが盛んに行なわれているようです。

シンポジウムは、数人の講師が意見を発表して討論したり、聴衆の質問に答えたりする場を指しますが、その語源となるギリシャ語の「シンポジ



オン」は、現代の意味とは相当違っていたようです。

シンポジオンは「ともに飲むこと」を意味し、酒宴、供宴の際に楽しく座談することだったので「昨日は、お酒が入って思わず盛り上がりがあったよ」などのように、飲んだり食べたりするのが主で、討論はあくまで従だったわけです。

もし現在の「シンポジウム」がこのような酒宴の形態で行われると、法人税法では、その費用は交際費に該当します。

交際費は、損金になる限度額が決まっております、それを超えた部分の金額には法人税が課税されることになります。

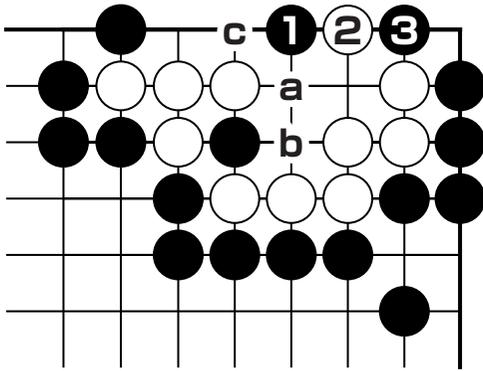
飲まないと言

えないこともあるでしょうが、やはり、会議と酒席はきちんと分けた方がいいようです。

なお、平成十八年度税制改正により交際費課税が軽減されています。改正の概要については六Pの『税制改正』をご覧ください。

詰碁解答

頑丈に見える白が黒1でぐらつく。白2に黒3でコウ。黒3の前にa、白bを換わると白cで失敗する。



編集後記

厳しい暑さが続いた夏でした。七月の豪雨による各地の被害に比べこの地域は比較的被害が少なく思えたのは三瓶ダムのお陰かとも思えます。経済の厳しさは都市におけ

る好景気とはほど遠く都市間格差の底辺にあるこの地方には好景気感の微風さえ感じられないまま金利の引き上げによる圧迫が先に押し寄せて来そうです。熱気溢れる甲子園の好試合は一瞬現実の厳しさから目を逸らさせ気力溢れるプレーは多くの方々に勇気を与えてくれたものと思います。天領第四十八号の発行に当たり編集会議において全国的にサイズをA4に統一するよう要請がありました。前渡辺委員長の意思を継ぎ石見銀山世界遺産登録と五十号の記念号からとさせて頂く事と致しました。最後に天領発行に当たり石見大田税務署、大田市石見銀山課の投稿頂きました方々をはじめ、お世話を頂きました方々に感謝を申し上げます。

(記 齋藤)

平成19年7月、
石見銀山遺跡の
世界遺産登録を応援しています。

社団法人 石見大田法人会



社団法人 石見大田法人会会報 第48号

平成18年9月20日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 齊藤 寛

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (0854) 82-0765

印刷 つきはし印刷

大田市鳥井町 TEL 82-0540